

第10回 大崎市総合教育会議

日 時 令和5年3月16日（木）
午後2時00分から
場 所 大崎市図書館 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

第1号 「大崎市教育の振興に関する大綱」の改定（最終案）について

【教育総務課】…[資料1]

4 そ の 他

（1）児童館・放課後児童クラブ運営の民間委託について

【子育て支援課】…[資料2]

（2）ひきこもり・不登校支援について

【健康推進課】…[資料3]

（3）世界農業遺産「大崎耕土」を活かした人材育成の取組状況について

【世界農業遺産推進課】…[資料4]

（4）陸羽東線の利活用促進について

【まちづくり推進課】…[資料5]

5 閉 会

第 10 回大崎市総合教育会議 出席者名簿

(敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
大崎市教育委員会	教 育 長	熊 野 充 利	
大崎市教育委員会	教育長職務代理者	青 沼 陽 一	
大崎市教育委員会	委 員	若 見 朝 子	
大崎市教育委員会	委 員	佐 藤 寛	
大崎市教育委員会	委 員	堀 智恵子	
大崎市教育委員会	委 員	早 坂 正 年	
大 崎 市	市 長	伊 藤 康 志	

職 名	氏 名
副 市 長	尾 松 智

教育部

部 長	宮 川 亨	参 事	田 中 政 弘
教育総務課長	小野寺 晴 紀	学校教育課長	大 場 宏 昭
生涯学習課長	古 内 康 悅	文化財課長	横 山 一 也
地域交流センター長	中 川 早 苗	大崎市図書館長	高 橋 誠 明
学校教育課副参事	畠 中 智	教育総務課長補佐	久 本 裕

民生部

子育て支援課長	大 石 淳	健康推進課長	佐々木 康 之
---------	-------	--------	---------

産業経済部

部 長	寺 田 洋 一	世界農業遺産推進課 課長補佐	太 田 雅 俊
-----	---------	-------------------	---------

市民協働推進部

部 長	伊 藤 文 子	政策課長	高 橋 直 樹
まちづくり推進課長	中 鉢 豊	政策課課長補佐	由 利 英 樹
政策課主幹兼係長	千 田 和 弘	政策課主事	佐々木 麻 衣

パブリックコメントの実施状況について

○実施期間：令和5年2月8日（水）～28日（火）

○意見及び提案者数：8人

No	項目またはページ数	意見の内容	意見等に対する本市の考え方
1	基本目標1 施策の方向性 ○生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。	・「人権問題」「SDGs」が入ったのが良いと思います。人権の基本的、普遍的な理解を深めることで社会・地域の諸課題について考え、対話できることはどの年代にも必要だと思います。	人権をめぐる状況では、女性、子ども、高齢者、障がいのある人など、今なお様々な人権問題が課題となっている中、LGBTQ等の性的少数者が直面する困難さや立場の弱い人々への影響が懸念されております。そのような中で、SDGsの「誰ひとり取り残さない」考え方を基盤として、子どもから大人まで誰もが社会の変化に対応できる人材の育成の取組みを進めまいります。 施策の方向性は、原案のとおりといたします。
2	基本目標2 施策の方向性 ○すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。	・安心して学び、遊び、意見表明でき、守られるという「子どもの権利」の表現を、ぜひ盛り込んでほしいです。子どもの権利が守られることが、学習意欲や将来への意欲につながると思います。 ・「すべての子ども」に障害児も入れて欲しい。また「多様な学び場」「安心できる居場所づくり」で不登校の子はもちろんのこと、学校でも家庭でもない第3、4の場として。	子どもを権利をもつ主体と位置づけ、ひとりの人間としてもっている権利の考え方を示した子どもの権利条約は、1989年11月に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しております。勉強や遊びを通して、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できることが育つ権利としてすべての子どもに保障されるものと認識しております。 ご意見を踏まえ、施策の方向性を以下のとおり修正いたします。 ○ <u>子どもの育つ権利を確保するため</u> 、すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応

			<p>じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。</p> <p>また、「すべての子ども」には、ご指摘の障害児等を含めて、「すべて」と認識しております。また、「それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくり」については、ご指摘の内容を含む「学び場」「居場所」となるように推進するものです。</p>
3	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。</p>	<p>・道徳については教育指導要領の「特別の教科化」に合わせた変更案と見受けられますが、思いやりといった心の問題を強調するより、批判的思考（クリティカルシンキング）や対話を通じた合意形成の経験を持つほしいです。</p>	<p>平成29年の学校教育法施行規則及び学習指導要領の改訂により、現在小中学校においては「特別の教科 道徳」の指導が行われております。</p> <p>道徳科の授業においては、教材の登場人物の行動について考えたことを友達と話し合ったり、これまでの経験やこれから行動についての考えを文章に書かせたりすることで、自己を見つめ、道徳的価値を深めることができます。工夫した指導がなされています。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
4	<p>基本目標2 施策の方向性</p> <p>○子どもの将来の夢や目標の実現に向け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。</p>	<p>・志教育の考え方は、古すぎます。これからの未来を生きる児童生徒には、自己の生き方や他人の生き方の多様性を認める教育の方がいいと思います。</p>	<p>「志」教育を推進は、みやぎの志教育であり、小・中・高等学校の全時期を通じて、人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育であります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>

		<p>・志教育については、大人目線の「志」を持たせることを目的とせず、多様な体験機会や社会人との交流が提供できるとよいと思います。そもそも生活環境、経験、視野が限られる小中学生の段階で、(職業を想定した)夢や目標、(多様であってよく、変化もする)「社会での役割」「自己のより良い生き方」を敢えて求める(作文など、他人に見せること前提)のは大きなストレスとなり得ます。</p>	
5	<p>基本目標3 施策の方向性</p> <p>○防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備</p>	<p>・防災や犯罪面だけでなく、学校では教室の環境(室温、湿度など)を適切にし、子どもたちが本当に安心・安全を感じられるような環境の整備に努めてほしい。</p> <p>また、実験器具や技術・家庭、美術、音楽などで利用する道具や資材の整備も希望します。</p>	<p>教室は、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習空間・生活空間であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であります。施策の方向性にも記載しているとおり、健康的な環境を備えた安全・安心な環境を確保することに努めてまいります。</p> <p>実験器具や技術・家庭、美術で使用する道具、音楽などで利用する楽器などにつきましては、1台あたりの単価が高額なものもあることから、引き続き各校の保有状況を踏まえながら計画的に修繕及び更新を図ってまいります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
6	<p>基本目標3 施策の方向性</p> <p>○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える防災意識や災害対応能力の向上を図ります。</p>	<p>・「災害対応能力」が入ったのが良いと思います。高齢者、障害者、ジェンダー、子どもの心のケアの視点など、災害対応の上で必要な学習の機会(大人向け)が増えると良いです。</p>	<p>防災教育のねらいとして、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになるな</p>

			<p>ど、災害対応能力の向上が重要と認識しております。 ご指摘の事項を踏まえ、災害対応能力の向上を図ってまいります。</p>
7	<p>基本目標4 施策の方向性 ○子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。</p>	<p>・(旧) 家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。→(新)子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。 多様な家庭、ニーズがあることを踏まえ、文言は旧版のままを希望します。文科省の「家庭教育支援チム登録」に基づく活動は、こちらの趣旨で運営されていると思います。</p>	<p>「家庭教育支援」は、「家庭教育」を「支援」するということであり、その対象は主に親（保護者）になります。教育分野が行う「家庭教育支援」は、親（保護者）が安心感と自信をもって家庭教育を施し、子どもとともに成長するための学びを支援することであり、成人教育の一つの領域です。子供とその親を対象とした体験学習の機会提供、「親の学び」の提供、公民館・福祉施設で行われる家庭教育学級等をさします。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
8	<p>基本目標5・6 施策の方向性 ○創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため、多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。 ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り、競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。</p>	<p>・文化芸術・スポーツの「体験の機会」が追加されたことは有意義だと思います。多くの子ども達が参加しやすい、また、選んで参加できる形で提供されることを希望します。</p>	<p>多様な体験の機会を得ることは、文化芸術活動であれば、豊かな創造力、思考力及びコミュニケーション能力などを養い、スポーツ活動であれば、体力増進や競技力の向上につながるものと認識しております。</p> <p>生きる力をはぐくむ糧と人生を豊かにする基盤になるように体験の機会の確保に努めてまいります。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>

9	<p>基本目標5 施策の方向性</p> <p>○豊かな自然環境を守り伝え、世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。</p>	<p>・大崎耕土は、旧市町村が集まつたものなので、各市町村の特色のある自然を活用した環境教育を推進した方が、現実的だと思います。</p>	<p>大崎地域（1市4町）は、「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として平成29年12月に世界農業遺産に認定されました。</p> <p>農業が育んできた豊かな農文化や水田や水路、水田の中に浮かぶ森のような屋敷林「居久根」のつながりが豊かな湿地生態系を育み、多様な動植物が存在する独特の農村景観を形成しています。この農業や農業が育む文化、生物多様性、美しく機能的な農村景観が一体となつた農業システムが、未来に残すべき「生きた遺産」として世界農業遺産に認定されております。本市の特色のある身近な自然のひとつとして、世界農業遺産「大崎耕土」を追加いたしました。</p> <p>施策の方向性は、原案のとおりといたします。</p>
---	--	--	--

大崎市教育の振興に関する大綱

(最終案)

平成29年10月
大崎市
(令和5年〇月改定)

大崎市教育の振興に関する大綱

1. 大崎市教育の振興に関する大綱の趣旨

大崎市教育の振興に関する大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する国の教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参照し、本市の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、大崎市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、平成29年10月に策定しました。

大綱の期間を令和4年度までとしていたことから、その後の学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画後期基本計画を踏まえ、基本目標に示す施策の方向性の新たな内容の追加や修正などの改定を行うもので

す。

2. 大綱の位置づけ

大綱は、これまで掲げてきた大崎市教育基本方針を包含し、大崎市総合計画と整合性を図って策定したもので、本市の教育行政に関する最上位の指針となるものです。

3. 大綱の期間

改定する大綱の期間は、令和5年度から令和9年度までとします。

4. 基本方針

基本方針 1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針 2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針 3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくります

基本方針 4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針 5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

5. 基本目標

基本目標 1	自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none">○生涯を通して学び、人権問題や国際理解、SDGsの取り組み、情報化等、著しく変化する社会に柔軟に対応できる人材を育てます。○社会体験活動などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的に行動できる人材を育てます。○一人ひとりが主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、学習環境の整備や学習機会を創出します。○ＩＣＴを活用した学習活動を充実し、情報活用能力を育成するとともに、情報モラル教育を推進します。	

基本目標 2	「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none">○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、学んだことを基に、自ら考え、問題を解決する力を育みます。○子どもの将来の夢や目標の実現に向け、社会での役割と、自己のより良い生き方を考える「志」教育を推進します。○道徳教育により、教育活動全体を通じて、他人を思いやる気持ちや命を大切にする心を育て、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。○子どもの健やかな成長のため、望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、食育を通じ、丈夫で健康な体を育てます。○<u>子どもの育つ権利を確保するため</u>、すべての子どもが共に学べる学習環境を構築するとともに、それぞれに応じた多様な学び場として安心できる居場所づくりを推進します。	

基本目標 3	防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none">○防災知識の普及啓発や防災訓練を実施し、日頃から災害に備える防災意識や災害対応能力の向上を図ります。○学校と地域が連携し、防災、減災体制の強化を図り、災害時の子どもの安全を確保します。○学校施設の改修や防災対策を計画的に推進し、安心して学べる教育環境の整備を図ります。○家庭・地域・学校が相互に連携し防犯体制の強化を図り、子どもの安全の確保についての取組みを進めます。	

基本目標 4	家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり
【施策の方向性】	
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、学校が連携して地域学校協働活動を推進し、地域の教育力の向上を図ります。 ○地域と学校が一体となった教育活動を展開し、地域人材の活用と子どもの社会参加を推進します。 ○子どもの健全育成に関わる親の学びを促進するため、家庭教育支援を推進します。 	

基本目標 5	豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信
【施策の方向性】	
<ul style="list-style-type: none"> ○創造力や表現力につながる豊かな感性を醸成するため、多様な体験の機会となる芸術文化活動を推進します。 ○歴史と文化及び伝統を保存・継承し、その価値や魅力を伝え、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。 ○豊かな自然環境を守り伝え、世界農業遺産「大崎耕土」などの身近な自然を活用した環境教育を推進し、人と環境との関わりや環境問題に対する理解と関心を深めます。 	

基本目標 6	健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築
【施策の方向性】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。 ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援や指導者の育成を図り、競技力の向上と多様な体験機会の充実を図ります。 ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。 	

○放課後児童クラブの業務委託について

1 契約事業者 株式会社アンフィニ

市内の全ての児童館・児童クラブ 17 施設

2 令和4年度の取り組み

直営の児童館・放課後児童クラブ 14 施設の業者選定・契約締結を実施し、
令和5年4月の開始へ向け、準備を行っている。

契約期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

(参考) 令和3年度の取り組み

(先行委託施設)

- ・古川南放課後児童クラブ室
- ・古川大宮放課後児童クラブ室
- ・古川稲葉放課後児童クラブ室

プロポーザル方式で業者選定を実施し、契約を締結した。

契約期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

◆放課後児童クラブ及び児童館の委託状況(No4,5,7,8,11,12以外をR5から委託開始)

No	名称	設置場所	学区	定員
1	古川わかば放課後児童クラブ	古川中央児童館	古川第一小学校	120
2	古川なかよし放課後児童クラブ	古川東児童センター	古川第二小学校	100
3	古川めだか放課後児童クラブ	古川南児童センター	古川第三小学校	80
4	古川第2めだか放課後児童クラブ	古川第三小学校敷地内	古川第三小学校	40
5	古川第3めだか放課後児童クラブ	古川第三小学校敷地内	古川第三小学校	60
6	古川あすなろ放課後児童クラブ	古川大宮児童センター	古川第四小学校	100
7	古川第2あすなろ放課後児童クラブ	古川第四小学校敷地内	古川第四小学校	40
8	古川第3あすなろ放課後児童クラブ	古川第四小学校敷地内	古川第四小学校	60
9	古川つくしんぼ放課後児童クラブ	古川稲葉児童センター	古川第五小学校	100
10	古川第2つくしんぼ放課後児童クラブ	古川稲葉児童センター	古川第五小学校	30
11	古川第3つくしんぼ放課後児童クラブ	古川第五小学校敷地内	古川第五小学校	40
12	古川第4つくしんぼ放課後児童クラブ	古川第五小学校敷地内	古川第五小学校	60
13	松山放課後児童クラブ	松山放課後児童クラブ	松山小学校	40
14	三本木放課後児童クラブ	三本木児童交流センター	三本木小学校	70
15	鹿島台放課後児童クラブ	鹿島台中央児童館	鹿島台小学校	60
16	岩出山放課後児童クラブ	岩出山小学校	岩出山小学校	90
17	鳴子放課後児童クラブ	鳴子小学校	鳴子小学校	40
18	川渡児童館	川渡児童館	-	-
19	田尻放課後児童クラブ	田尻幼稚園	田尻小学校	20
20	田尻沼部放課後児童クラブ	田尻保健センター	沼部小学校	50
21	田尻大貫放課後児童クラブ	大貫幼稚園	大貫小学校	20
計				1,220

大崎市ひきこもり・不登校支援プラットフォーム

1 目的

ひきこもり・不登校者の支援に関して、府内関係課及び関係機関が相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、大崎市ひきこもり・不登校支援プラットフォームを設置。

2 参集機関（保健・福祉・教育・就労等に関する14機関）

①宮城県北部保健福祉事務所、②宮城県ひきこもり地域支援センター、③大崎市社会福祉協議会、④みやぎ北若者サポートステーション、⑤大崎市自立相談支援センターひありんく、⑥大崎市民生委員・児童委員協議会、⑦大崎地域相談支援センターさてら、⑧大崎市子どもの心のケアハウス、⑨宮城県北部教育事務所、⑩児童生徒のこころのサポート班、⑪大崎けやき教室、⑫大崎市教育委員会、⑬大崎市社会福祉課（社会福祉事務所）、⑭大崎市子育て支援課。事務局は、健康推進課。

3 大崎市ひきこもり・不登校支援調整会議

（1）第1回調整会議

- ①開催日時 令和4年10月31日（月）午後1時30分～3時30分
- ②場 所 古川保健福祉プラザ
- ③内 容 プラットフォーム設置の趣旨説明、参集機関の役割等についての情報交換。

（2）事例検討会

- ①開催日時 令和5年2月2日（木）午後1時30分～3時30分
- ②場 所 古川保健福祉プラザ
- ③内 容 2つの個別ケース事例の具体的な支援計画の作成等に係る協議・検討及び情報共有

4 令和4年度の主な取組み

- (1)ひきこもり相談窓口のチラシを全戸配布(10月)
- (2)調整会議と事例検討会の開催
- (3)民生委員・主任児童委員を対象としたひきこもり者の支援に関する講演会の開催(3月)

5 令和5年度の取組み

- (1)ひきこもり相談窓口の周知の継続
- (2)調整会議及び事例検討会を通じた支援体制・個別支援策の検討

6 根拠法令

ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向け、下記の3つの取組むべき事項を示したもの。

- (1)引きこもり相談窓口の明確化・周知
- (2)支援対象者の実態やニーズ把握
- (3)市町村プラットフォームの設置・運営

7 本市のプラットフォームの特徴

不登校支援の基盤についても含めたことが特徴となっている。

不登校児童生徒に対する効果的な支援については、教育委員会において取組の充実が図られているが、義務教育終了後の生活は、家庭の状況や本人の特性で大きく異なってくることが予測されている。そのような子供たちが、世の中から取り残されることなく、結びつくようにという思いから、不登校支援も含めたプラットフォームの設置としている。

ひきこもり・不登校に関する相談窓口

大崎市民生部健康推進課作成

対象者・相談内容				
相談機関	電話番号	受付時間	対象者・相談内容	
どこに相談してよいかわかららない	大崎市健康推進課 各総合支所市民福祉課	0229-23-5311	平日 8時30分～16時	ひきこもり等困難を抱えるご本人やその家族。保健師による来所・電話・家庭訪問等の相談。「こころの健康相談」：臨床心理士による相談（事前予約指定日10時～14時30分）。
	宮城県北部保健福祉事務所 母子・障害第二班	0229-87-8011	平日 8時30分～17時	思春期・青年期（概ね30歳代まで）の本人とその家族。 「思春期・青年期専門相談」：電話・面接・訪問によるひきこもりや思春期のこころの問題を抱えたご本人やその家族の相談。 (事前予約指定日13時～16時)
	宮城県ひきこもり地域支援センター (県精神保健福祉センター内)	0229-23-0024	平日 9時～16時	概ね18歳以上の本人とその家族。（面接相談・居場所支援・家族会） 「ほっとすペーすクローバー」：自分のペースで自由に過ごす居場所支援。 「青年期家族会」：ひきこもりの理解と他の家族との交流。
生活に困っている	大崎市社会福祉課	0229-23-6012	平日 8時30分～16時	経済的に困っている方に対し、自立に関する相談や就労に関する支援。
	大崎市自立支援センター ひありんく	0229-25-5581	平日 9時～16時予約制	生活の悩みや心配ごと、自立に向けた面接・電話・訪問による相談。
仕事に就きたい	みやぎ北若者サポートステーション	0229-21-7022	平日 10時～18時	予約制。15歳から無業状態の50歳未満の本人とその家族。働くことに関する悩みや迷いをご本人とともに考え、就労相談やコミュニケーション訓練、就労体験を通して就労を支援する。
子どもや家庭、学校(小・中学校、高等学校等)について相談をしたい	大崎市子どもの心のケアハウス (旧大崎市中央公民館内)	080-6058-1926 080-6058-1894	平日 9時～17時 (面談予約制)	不登校、いじめ、心のケア等の子どもや家庭、学校に関する悩みをスーパーバイザー、心のケアコーディネーター等が関わり児童生徒及び保護者への支援を行う。登校や通所の支援、学校復帰をサポート。（別室登校含む）学習指導支援、学校支援を行う。
	大崎市青少年センター (旧大崎市中央公民館)	0229-24-3741	平日 9時～17時	主に小学生から20歳未満及びその家族。面接相談。不登校、いじめ、しつけ、非行、虐待、心身の発達の遅れ等さまざまな悩み相談の実施。
	宮城県北部教育事務所 (大崎合同庁舎内)	0229-87-3613	平日 8時30分～16時	小中高校生、家族、教職員。児童生徒に関する不登校、学校不適応、友人関係、問題行動、いじめ、学校生活、子どもの養育・家族関係、発達障害、生徒の対応等訪問指導員を派遣し家庭や学校等での学びの支援や心のケア。 在学青少年育成員、専門カウンセラーによる学校、公的施設での教育相談。
	大崎けやき教室(1市4町) (旧大崎市中央公民館内)	0229-23-8525	平日（曜日確認） 9時～15時(要確認)	在学青少年指導員による児童生徒の適応指導教室での通所による学習指導支援。個別カウンセリング。
	児童生徒の心のサポート班 (石巻合併宮城県東部教育事務所内)	0225-98-3341	平日 9時～16時	不登校、いじめ、心のケア等公立小中学校、県立高等学校、支援学校に在席する児童生徒教職員が対象。家庭訪問や学校訪問も可。指導主事、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーが支援する。
	宮城県総合教育センター (名取市美田園)	022-784-3567	平日9時（月・金 10時）～16時	(不登校相談ダイヤル) 児童生徒やその保護者及び教職員来所相談は予約制。

令和4年10月現在



ひきこもりでお悩みのかたへ

(大崎市ひきこもり相談機関のご案内)

ひきこもりとは…

6ヶ月以上にわたり家族以外の人との接触を避け、学校や職場などの社会参加をせず、ほとんど自宅で過ごしている状態のことです。



ひきこもりは、誰にでも、どんな家庭にも起こりうることで、特別なことではありません。

ひきこもり支援の最終的な目標は、自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことです。

ひきこもりは相談して良い悩みです。ご本人と一緒に相談が難しい時は、家族のみの相談でもかまいません。

ひとりで悩まないで、まず、ご相談ください。

将来が心配

誰にも
相談
できない

人と
関わるのが
苦手

どこに相談
してよいか
わからない

どう声を
かけたらいいか
わからない

やろうと
思っても
できない

自分
なんて
ダメだ

MAP



産業経済部 世界農業遺産推進課
 世界農業遺産「大崎耕土」を活かした
 人材育成の取組状況について

①世界農業遺産大崎耕土 副読本について

(1) 配布状況について

- ・令和2年度から大崎地域内（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）の小学3年生に配布
- ・下の表は大崎市内配布数（予備含む）

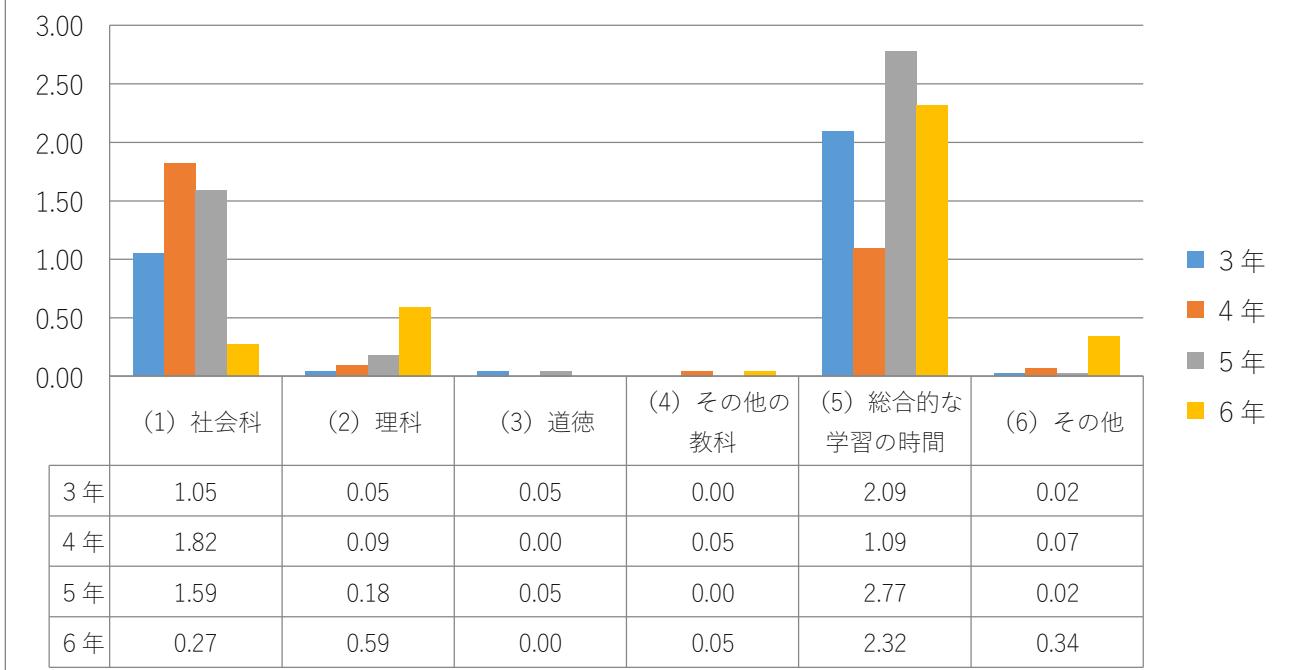
配布年度	配布校	配布数	対象児童	備考
R2	25校	5,410	3~6年生	配布初年度につき3~6年生に配布
R3	22校	1,340	3年生	2年目以降は新3年生に配布
R4	22校	1,290	3年生	〃
R5（予定）	19校	1,100	3年生	〃
累積配布数		9,140		

(2) 活用状況について

- ・大崎市内の小学校では、主に総合的な学習の時間や社会科の授業で、参考資料や調べ学習で利用されている

大崎市 平均利活用時間（全22校）

単位：時間



②小中学生の活動について

(1) 令和4年11月18・19日

世界農業遺産「大崎耕土」認定5周年記念フォーラムで発表・展示

・古川第一小学校4年生／3グループ

9月から11月にかけて、副読本をもとに大崎市の水の流れを学習。世界農業遺産の講義や、鳴子ダム・岩出山大堰頭首工などの見学を行い、「わたしたちの『大崎耕土の宝』」についてロイロノートでまとめたものを発表した。

・古川第五小学校5年生／12名

6月に世界農業遺産の講義を受講、10月に「居久根・岩出山大堰頭首工・古川農業試験場」の3コースに分かれて見学を実施。「世界が認めた大崎耕土」について、一人ずつ「自分新聞」を作成。記念フォーラムでは代表12名分の新聞を展示した。

(2) 令和5年2月4日

古川黎明中学校・高等学校の「黎明サイエンスフェスティバル」で発表・展示

・古川黎明中学校3年生

10月に大崎耕土について6コースに分かれて体験学習を実施。その内容について「黎明サイエンスフェスティバル」で発表を行った。

・古川第一小学校4年生／6グループ

11月の5周年記念フォーラムで発表したスライドを展示。

・古川第五小学校5年生／134名

5年生全員分の「自分新聞」を展示。



③令和5年度に向けて

(1) 世界農業遺産大崎耕土 副読本の電子化

- ・GIGAスクール構想に対応するため、令和5年度から活用できるよう副読本の電子化版を作成中。画面共有のしやすさや、動画へのアクセスのしやすさの向上を図る。
- ・タブレット端末でのまとめ学習・調べ学習での活用を期待。

(2) 世界農業遺産大崎耕土 副読本冊子版へ二次元バーコードを印字

- ・冊子版は、引き続き新小学3年生へ配布を行う。
- ・令和5年度配布分より、冊子版に動画リンクの二次元バーコードを印字し、映像にアクセスしやすい環境を作る。

陸羽東線の利活用促進に関する検討報告書（概要）

令和5年3月 大崎市作成

1 陸羽東線の概要

- ▶1913年（大正2年）小牛田駅～岩出山駅間で開業（令和5年は110周年）
- ▶1917年（大正6年）全線開通
- ▶路線距離94.1km 27駅（うち大崎市に13駅）

2 利活用検討報告書策定の背景

- ▶JR東日本による経営情報開示（2,000人未満の線区 35路線 66区間）
- ▶2021年の古川駅～鳴子温泉駅の平均通過人員 665人/日
- ▶国が設置した検討会による「ローカル鉄道の在り方提言取りまとめ」
- ▶地域公共交通の再構築を実現

4 陸羽東線の存続に向けた取組

取組目標

古川駅～鳴子温泉駅の平均通過人員

2021年

665人/日
(現況値)

2023年

770人/日
(目標値)

2024年

880人/日
(目標値)

2025年

1,000人/日
(目標値)2,000人/日
(最終目標)

日常

①工コ通勤優良事業所認証制度の普及

- ・職員による通勤利用の拡大
- ・事業所等への利用の働きかけなど

②二次交通の整備（利便性の向上）

- ・JRダイヤとの調整、駅周辺の駐車場整備など



非日常

⑤世界農業遺産「大崎耕土」の連携による観光の推進

- ・大崎耕土を巡るウォーキングイベントやツアープログラムの実施など

⑥観光地の活性化・まちの魅力向上

- ・市内の観光資源を学ぶ機会の提供、新たな土産品開発など

⑦市の観光振興に向けた戦略の展開

- ・SNS等を通じた市の魅力発信など

⑧利用促進イベントの開催、地域イベントとのコラボレーション

- ・地域イベントとのコラボレーションなど



その他

⑩「みんな」のマイレール意識向上

- ・ロゴマークの作成・啓発、情報発信など

⑪駅のバリアフリー化、スマート化、周辺の環境整備

- ・JRとの連携・協議、駅周辺整備、駅舎等の環境美化活動など

⑫列車の付加価値向上

- ・支払いや予約の利便性向上
- ・陸羽東線ガチャの販売など

⑬地域を担う若者提案の実現

- ・高校生タウンミーティングの開催
- ・通学利用におけるダイヤ改正提案など

乗ろうよ!
陸羽東線

大崎耕土
世界農業遺産
✓ ✓

未来へ